

序議付議事案書

開催・令和6年9月18日

所管部課	子ども未来部子ども家庭支援センター	部長	志村 明子			
件 名	東大和市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱の一部を改正する訓令について					
	<input type="checkbox"/> 区分 <input type="checkbox"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項					
関係事項	条例規則					
事項	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>こども家庭庁支援局長通知「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(以下「国要綱」)の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p>						
<p>(1) 主な改正点</p> <p>ア 対象者要件について、「児童扶養手当受給者等」を「ひとり親家庭の親等」へ改める。</p> <p>イ ひとり親家庭の定義について追加。</p> <p>ウ その他、文言の整理。</p>						
<p>(2) 施行</p> <p>市長決裁日から施行する。</p>						
<p>(3) 影響及び効果</p> <p>国要綱の一部改正に沿った規則となり、適切な運用が図れる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>総務課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>①目的 : ひとり親家庭の親等について経済的自立を支援するためのプログラムを策定し、当該ひとり親家庭の親等の経済的自立に対する支援を効果的に実施する。</p> <p>②対象者 : 市内に住所を有している、母子家庭の母及び父子家庭の父等</p> <p>※当該改正に伴い影響が生じる相談者はいないため、施行日を市長決裁日とする。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>序議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。